

(公印省略)

2 筑子第 9 8 号 - 4
令和 2 年 5 月 1 5 日

保護者の皆さま

筑後市長 西田正治

緊急事態宣言解除に係る保育所等の対応（自粛要請継続）について

新型コロナウイルスの緊急事態宣言が、福岡県を含む全国 39 県で解除されました。これまで、家庭での保育にご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

解除後、(1)少しずつ段階的に、(2)前向きな変化はできる限り続ける、(3)日常のあらゆる場面でウイルスへの警戒を怠らない、との方針が併せて示されました。

これらに基づき、市は、下記のとおり保育所等への登園自粛の要請を継続いたします。保護者の皆さまにはご負担をおかけしますが、引き続き出来る限りのご協力をお願い申し上げます。

記

1 対象施設について

市内すべての認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所

2 対象世帯について

ご家庭で保育することが可能な場合は、出来る限り自粛をお願いします。

3 自粛要請期間について

令和 2 年 5 月 31 日まで

4 利用者負担（保育料）について（3 歳未満児クラスの児童のみ）

自粛要請期間中の保育料は「日割り計算」いたします。

※4・5 月分の保育料については、自粛要請期間の終了後、市が各園に利用実績を確認し、6 月中に調整後の金額を確定する予定です。

よって、皆さまへ保育料を還付する時期は 7 月上旬を予定しております。

【保育料の還付先】

- ① 保育料を口座振替にてお支払いいただいている方 ⇒当該口座へ還付します（手続不要）
- ② 保育料を納付書でお支払いいただいている方
⇒後日、還付先の口座を確認させていただきます（別途連絡します）

【問合せ】

筑後市 子育て支援課 TEL : 0942-65-7017